

改正後全文(案)

平成16年3月12日
雇児発第0312001号
社援発第0312001号
老発第0312001号

一部改正
平成16年 月 日
雇児発第 号
社援発第 号
老発第 号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について

社会福祉施設における運営費（措置費）（以下「運営費」という。）の取扱いについては、かねてより「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知（平成5年3月19日社援施第39号）により行われてきたところであるが、今般、社会福祉事業の主たる担い手である社会福祉法人（以下「法人」という。）の経営基盤及び再生機能の強化を推進する観点から、次のとおり、運営費の一層の弾力運用を図ることとし、今年度（平成15年度分）運営費から適用することとしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援施第39号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。

1 運営費の弾力運用が認められる要件について

本通知に定める運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められるものであること。

ただし、(4) についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるものとする。

(1) 「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知) 及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。

(2) 「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」(平成12年10月25日社援第2395号厚生省社会・援護局長通知) など、別表1に掲げる関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。

特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。

(3) 社会福祉法人会計基準に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。

(4) 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号) により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。

イ 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(平成16年 月 日雇児発第 号、社援発第 号、障発第 号、老発第 号、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知) に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。

2 対象施設について (別表2)

本通知の対象となる施設は、別表2の福祉関係各法に定める措置費支弁対象施設とするが、生活保護法による授産施設等授産関係施設(身体障害者福祉工場を含む。)については、直接授産事業活動にかかる経費(授産事業活動に要する設備の償却を含む。)を除いた部分について本通知を適用するものとする。

3 運営費の支出対象経費及び相互流用について

- (1) 人件費については、給与、賃金等施設運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等施設の運営に必要な経費に支出されるものであり、事業費は、入所者の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであること。
- (2) (1)に関わらず、人件費、管理費及び事業費については、1の(1)から(3)までの要件を満たす場合にあっては、各区分に関わらず、当該施設における人件費、管理費又は事業費に充てることができるものであること。

4 運営費等の本部経理区分への繰入れについて

施設整備等に係る法人の負担金及び法人本部の経費については、次に掲げる限度額の範囲内において、それぞれに定める法人本部が負担すべき経費に充当することができるものである。

ただし、例えば土地取得費、減価償却費、下記アの施設以外の整備等にかかる経費については、充当する対象経費として認められないこと。

なお、次のいずれについても当該充当額は、当該年度の支出に充当するため施設経理区分から本部経理区分へ繰り入れて支出すること。

ア 措置費収入については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する措置費支弁対象施設（軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場等を含む。）及びデイサービス事業等の公的在宅福祉事業を行うための施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（借入金の償還金及びその利息を含む。）（以下「施設の整備等に係る経費」という。）に充当すること。

イ 施設経理区分において発生した預貯金の利息等の収入（以下「運用収入」という。）については、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費に充当すること。

5 運営費の積立金及び前期末支払資金残高について

- (1) 運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の科目に繰り入れて、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。

ア 人件費積立金

人件費の類に属する経費に係る積立金。

イ 修繕積立金

建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用に係る積立金。

ウ 備品等購入積立金

業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品を購入するため

の積立金。

- (2) 各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議させ、その使用目的等を十分審査の上止むを得ない場合については、使用を認めて差し支えない。
- (3) 前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等に充てることができるものである。

6 運営費の管理・運用について

- (1) 運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。
- (2) 運営費の当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸借については、当該法人の経営上止むを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであり、この場合、必ず本部経理区分を経由すること。

なお、当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計以外への貸付けは一切認められないこと。

7 法人の事業経営に係る指導監督について

法人に対する指導監督に当たっては、関係法令及び通知に基づき指導を行うこと。

また、法人運営と施設運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設等の指導を担当する部局と十分連携し、指導監督を行うこと。

- (1) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われたいこと。

特に、「現況報告書」に添付される財産目録、貸借対照表及び収支計算書については、各会計年度ごとの審査はもちろんのこと、各会計単位間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。

- (2) 経理の審査は施設経理区分にとどまることなく、本部経理区分等関連する他の会計についても審査を行われたいこと。

また、審査に当たっては法令等に定める事項の遵守状況の確認、経理の審査にとどまることなく、入所者の処遇の実態についても十分留意し、不相当と認められる点については、その改善について指導されたいこと。

- (3) 監査等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。

ア 入所者の処遇等に影響を及ぼすような悪質なケース及び放漫な経営態度が見られる場合には、新規入所措置の停止又は当該施設の入所者の他の施設へ

の措置替えを行うこと。

イ 運営費の不当支出、職員の未充足等の事態に対しては、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民間施設給与等改善費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずること。

ただし、遡及適用は行わないこと。

ウ 本通知による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。

(4) 社会的に許容されない不祥事が発生した場合は、前記(3)による制裁措置のほか、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、法人の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、場合によっては法人組織の再検討を行うとともに、関係者の社会的責任を明確にするため、氏名の公表等も検討されたいこと。

(別表1)

- 1 生活保護法による保護施設に対する指導監査について
(平成12年10月25日社援第2395号)
- 2 障害福祉施設等に係る指導監査について
(平成15年3月28日障発第0328016号)
- 3 老人福祉施設に係る指導監査について
(平成12年5月12日老発第481号)
- 4 児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号)

(別表2)

- 1 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による保護施設
- 2 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)による身体障害者更生援護施設(視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場に限る。)
- 3 老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)による老人福祉施設(軽費老人ホームを含む。)
- 4 売春防止法(昭和31年5月24日法律第118号)による婦人保護施設(婦人相談所における要保護女子を保護する一時保護施設を含む。)
- 5 児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)による児童福祉施設(保育所を除く。)
- 6 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)による授産施設及び盲人ホーム

改正後全文(案)

平成16年3月12日
雇児福発第0312002号
社援基発第0312002号
障障発第0312002号
老計発第0312002号

一部 改 正
平成16年 月 日
雇児福発第 号
社援基発第 号
障障発第 号
老計発第 号

都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省老健局計画課長

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について

標記については、平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「局長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社援発第40号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。

(問1) 局長通知の1の(1)にいう「適正な法人運営が確保」及び1の(2)にいう「適正な施設運営が確保」されているとは、どういうことを言うのか。

(答) 1 「適正な法人運営の確保」とは主に次のようなことを言う。

- ① 役員の選任及びその配置、理事会や評議員会の開催等、組織運営が適正になされていること。
 - ② 社会福祉法人が行う社会福祉事業等が適正に行われていること。
 - ③ 人事管理、資産管理及び会計管理等が適正に行われていること。
- 2 「適正な施設運営の確保」とは主に次のようなことを言う。
- ① 入所者の意向や希望等を尊重するよう配慮がなされている等、適切な入所者処遇の確保がなされていること。
 - ② 必要な規定の整備や配置基準に基づく職員の配置等、施設の運営管理体制が確立されていること。
 - ③ 労働時間の短縮等労働条件の改善や職員の資質向上のための研修等の実施、職員の確保及び定着化に対する積極的な取組み等、必要な職員の確保や職員処遇の充実が図られていること。

(問2) 局長通知の1の(3)にいう財産目録、貸借対照表及び収支計算書の公開は、社会福祉法人会計基準に基づく計算書類によらなくてはならないのか。
また、計算書類の公開は具体的にどのように行うのか。

(答) 1 計算書類の公開については、情報公開に対応した簡潔、明瞭な社会福祉法人会計基準によることとしたところである。

従って、公開すべき計算書類は、社会福祉法人会計基準第6条により作成された計算書類とし、平成16年度決算までに社会福祉法人会計基準に移行する法人にあつては、社会福祉法人経理規程準則により作成された計算書類を公開することによって当該要件を満たすものとして取扱って差し支えない。

また、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び助産施設は、病院会計準則により作成された財務諸表、授産施設については、授産施設会計基準により作成された計算書をそれぞれ公開するものとする。

- 2 計算書類の公開に当たっては、事業経営の透明性確保のため、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌により公開する外、各都道府県のホームページの活用などにより公開すること。

(問3) 局長通知の1の(4)のアの「入所者等に対して苦情解決の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのように行うのか。

- (答) 1 入所者等に対する苦情解決の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、随時、入所者等からの苦情を受付けていること。
- 2 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。
- 3 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問4) 局長通知の1の(4)のイの第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのように行うのか。

- (答) 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関による評価によりサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。
- このため、原則として局長通知の1の(4)のイの通知で示している指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。
- なお、平成19年3月までは、「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について(指針)」(平成13年5月15日社援発第880号)、「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」(平成14年4月22日雇児発第0422001号)、「児童福祉施設(児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設)における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」(平成15年5月28日雇児発第0528006号)、「平成13年度版障害者・児施設のサービス共通評価基準」について(平成13年7月11日障発第296号)(以下「旧指針」という。)に基づく評価又は、旧指針の趣旨に照らし、都道府県が適当と認める評価については、その結果を公表することにより、当該要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。
- 2 第三者評価の結果の公表については、福祉サービスの利用者のみならず、一般に対しても、当該法人のホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

(問5) 局長通知の1に「(4)についてのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取り扱うのか。

(答) 局長通知の1の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものである。

しかしながら、同通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、本部経理区分への繰入れ及び前期末支払資金残高の取崩しについて、次のとおり取扱うものとする。

なお、次の①～③以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。

- ① 局長通知の4のアについて、施設の整備等に係る経費の繰入れを認める範囲を、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額に相当する額を限度とする。
- ② 局長通知の4のイについて、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費の繰入れを認める範囲を、当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じるであろう運用収入(当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入)を限度とする。
- ③ 前期末支払資金残高の取崩しについては、事前に貴職に協議させ、その使用目的等を十分審査の上適当と認められる場合は、局長通知の5の(3)に定める用途の範囲内で使用を認めて差し支えないものとする。

なお、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合及び取り崩す額の合計額が当該年度の施設経理区分の収入予算額の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えない。

(問6) 「同一法人が運営する措置費支弁対象施設(軽費老人ホーム、保育所、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉工場等を含む。)」の「身体障害者福祉工場等」とは、具体的にどのような施設が含まれるのか。

(答) 次の施設を含むものとする。

- 1 知的障害者福祉工場
- 2 知的障害者福祉ホーム
- 3 身体障害者福祉ホーム

(問7) 局長通知の4のアにいう「デイサービス事業等の公的在宅福祉事業を行うための施設」とは、具体的に何か。

(答) 次の省令及び通知にいう事業を行うための施設をいう。

- 1 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令37号)中「第2章 訪問介護」、「第7章 通所介護」、「第9章 短期入所生活介護」、「第11章 痴呆対応型共同生活介護」
- 2 「在宅介護支援センター運営事業等の実施について」(平成12年9月27日老発第654号)
- 3 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日老発第655号)
- 4 「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令78号)
- 5 「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令第82号)中「第4章 児童短期入所」
- 6 「特別保育事業の実施について」(平成12年3月29日児発第247号)中別添2、4、9及び13
- 7 「子育て支援短期利用事業の実施について」(平成7年4月3日児発第374号)
- 8 「児童家庭支援センターの設置運営について」(平成10年5月18日児発第397号)
- 9 「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成10年4月9日児発第294号)
- 10 「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成14年6月13日厚生労働省令80号)中「第3章 知的障害者デイサービス」及び「第4章 知的障害者短期入所」

ただし、「放課後児童健全育成事業の実施について」に規定する事業を行うための施設のうち、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。

(問8) 局長通知の4のアにいう「施設の整備等に係る経費」とは、具体的に何か。

- (答) 1 「施設の整備等に係る経費」とは、局長通知の4のアに規定する施設の建物(施設運営上不可欠な作業棟、訓練棟、車庫、物置等及び職員住宅を含む。)や建物附属設備の整備、修繕、模様替及び入所者処遇上必要な花壇、遊歩道等環境の改善に要する経費(これらに要する借入金の元金、利息の償還金を含む。)である。
- 2 対象として認められないものは、土地取得費、減価償却費及び当該施設以外の例えば法人本部や収益事業の用に供するための建物や設備の整備、修繕等の経費である。

(問 9) 運用収入の本部経理区分への繰入れは、実際に利息額等が確定した時点ではなく、年度当初見込額で繰入れてもよいか。

(答) 運用収入を本部経理区分に繰入れる場合は、当該年度内に確実に収納できると思われる運用収入額について、根拠を明確にしたうえで局長通知の4のイにより、必要な額を本部経理区分に繰入れて差し支えない。

この場合、年度末時点で結果的に繰入れ可能な額を上回って繰入れられている場合には、精算し施設経理区分へ戻すこととなる。

なお、本部経理区分への繰入れに当たって、局長通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、本通知の問5により取扱うこととなるため、留意すること。

(問 10) 局長通知の4のイにいう「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答) 1 運用収入を本部経理区分へ繰入れて支出できる対象経費は、問8の「施設の整備等に係る経費」のほか、法人本部の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表の本部経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。

2 ただし、理事長又は理事が施設長等を兼務している場合の理事長又は理事の役員報酬は対象経費としては認められない。又、役員報酬については、勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給しているものであること。

(問 11) 局長通知の4にいう本部経理区分への繰入れは、同通知の4のア及びイの両方を繰入れてよいのか。

(答) 局長通知の1の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び利用者本位のサービスの提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものであり、その要件が満たされていれば両方の経費を各々の限度額の範囲内で本部経理区分へ繰入れて差し支えない。

なお、同通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、本通知の問5により取扱うこととなり、この場合、①及び②について両方の経費を各々の限度額の範囲内で本部経理区分へ繰入れて差し支えないこと。

(問 12) 民間施設給与等改善費加算分相当額及び運用収入の本部経理区分への繰入れについては、施設の整備等に係る資金の借入れをする際の資金計画及び償還計画に予定することは認められるか。

(答) 既存法人が新築及び増改築等のために、施設等の整備に係る資金の借入れをする場合、資金計画や償還計画に局長通知の4のア及びイによる繰入れを予定することは差し支えない。

また、本部経理区分への繰入れの条件として適正な法人運営が前提条件となっているので、当該法人の過去の法人運営の実績等を勘案して、資金計画及び償還計画には妥当な額を計上するよう留意する必要がある。

他方、新設法人については、一定期間（2年間程度）資金計画及び償還計画を着実に履行し、監査指導等においても問題となる事由がなく適正な法人運営が確保されていると判断される場合は、既存法人と同様の取扱いが認められる。

なお、本部経理区分への繰入れに当たって、局長通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、本通知の問5により取扱うこととなるため、留意すること。

(問 13) 局長通知の5の(1)の各積立金の使用計画とはどのようなものか。

(答) 当該積立金は、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費に充てるために積み立てるものであり、特定の目的をもった特定目的積立金であることから、積立てに当たっては、用途を明確にするとともに、次のような観点で使用計画を作成すること。

- ① 人件費積立金については、給与規程、職員研修など、各法人における人材養成や人事管理を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。
- ② 修繕積立金については、建物及び建物付属設備の各所修繕など、修繕費の発生が見込まれる時期を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。
- ③ 備品等購入積立金については、業務省力化機器をはじめ施設運営・経営上効果のある物品の購入・更新など、備品等の購入・更新の発生が見込まれる時期を考慮の上、用途及び使用計画を作成すること。

(問 14) 修繕積立金、備品等購入積立金及び前期末支払資金残高を、施設の整備等を目的とした国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分に充当して差し支えないか。

また、前期末支払資金残高を取り崩し、当初予算に計上して支出することは可能か。

(答) 1 修繕積立金及び備品等購入積立金は、その使用計画において大規模修繕等が予定

されている場合は、以下に示した国庫補助事業や民間補助事業等の設置者負担分の全部又は一部に充当する財源とすることができる。

また、当分の間、前期末支払資金残高についても、併せて充当して差し支えない。

なお、前期末支払資金残高の取崩しに当たって、局長通知の1の(4)の要件を満たさない法人にあっては、本通知の間5の取扱いにより、貴職への事前の協議が必要となるため留意すること。

- ① 大規模修繕を行う場合の設置者負担分
 - ② 業務省力化のための天井リフト、特殊浴槽、洗濯機等を購入する場合の設置者負担分
 - ③ マイクロバスの購入等設備を整備する場合の設置者負担分
- 2 この場合の経理処理は、支出の目的により、前期末支払資金残高、修繕積立金及び備品等購入積立金から本部経理区分へ繰入れて充当することとなり、当該繰入額は局長通知の4のア及びイの限度額には含まれないものとして取扱って差し支えない。
- 3 後段については、決算済みの前期末支払資金残高について、当初予算に計上の上使用して差し支えない。

(問 15) 局長通知の6の(1)にいう運営費の管理、運用として「安全確実でかつ換金性の高い方法」とは具体的に何か。

(答) 安全確実かつ換金性の高い方法として銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。

(問 16) 局長通知の6の(2)にいう「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどういう状態をいうのか。

(答) 具体的には、次のような事例が考えられる。

- ① 当該法人内の他の施設経理区分において補助金収入(措置費を含む。)の遅れ等により、資金不足を生じた場合
- ② 当該法人内の本部経理区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合
- ③ 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合

なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。